令和8年7月1日施行の制度改正に伴う経営事項審査の申請等について

R8.10.29 更新

~~R8.6.4~~ ~~R8.6.30 更新~~　近畿地方整備局　建政部　建設産業第一課

経営事項審査制度の一部改正（令和8年2月6日公布、令和8年7月1日施行）に伴う申請等の手続については、下記のとおりとなります。

1. 制度改正の内容について

改正内容は下記のとおりとなります。

下記①～④の詳細については、資料「経営事項審査の主な改正事項（令和8年7月1日施行）」にて確認してください。

①雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況の項目を削除（旧項番41～43）

②建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言に係る項目の新設（新項番52）

→要件を満たすことにより、**5点の加点**となります。

③建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況に係る項目の配点の見直し（新項番51／旧項番54）

→「民間工事を含む全ての建設工事において実施している場合」「全ての公共工事において実施している場合」の配点につき、いずれも**改正前から5点減**となります。

④建設機械の所有及びリース台数に係る項目において、対象となる建設機械の追加（新項番62／旧項番64）

→「不整地運搬車」及び「アスファルト・フィニッシャ」が新たに対象となります。

⑤技術職員名簿における資格区分「703」「704」において、対象となる能力評価基準の追加

→追加された能力評価基準は、「申請の手引き【資料編】」（令和8年7月改訂版）の資-6に記載のとおりです。

※制度改正に伴い、申請書様式のうち**「その他の審査項目（社会性等）」（20004帳票）が改定されます**。

2. 制度改正に伴う申請について

令和8年7月1日以降に申請する経営事項審査（経営規模等評価申請及び総合評定値請求）から改正後の制度（以下、「新制度」という）が適用されます。

※**審査基準日（決算日）がいつであるかを問わず**、実際に申請する日に基づいて新制度が適用されます。

新制度による経営事項審査の申請については、下記の留意事項を踏まえた上で行ってください。

＜留意事項＞

1）「申請の手引き」【本編】及び【資料編】（令和8年7月改訂版）の内容を必ず確認の上、申請書の作成や確認書類の準備等を行ってください。
（いずれも旧版（令和6年12月版）から全面的な改訂を行っています）

2）申請書様式のうち「その他の審査項目（社会性等）」（20004帳票）について、改定後の新様式にて作成してください。

3）確認書類のうち**近畿地方整備局が独自に定めた様式によるものについては、いずれも改定を行っていますので、必ず改定後の新様式（様式 A～F）にて作成の上、提出してください**。
改定前の旧様式にて提出がなされた場合、新様式による再提出を求める場合があります。

3. 制度改正に伴う再審査の申立について

※今回の制度改正に伴う再審査の申立期間は、令和8年10月28日をもって終了しています

【参考】

改正前の制度に基づき「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の交付を受けた申請者においては、**制度改正の日から120日以内に限り、当該制度改正の部分のみに係る再審査を申し立てることができます**。